

『四季の風かほる里 常本』

常本里づくり計画



常本公会堂竣工式 2004年4月17日

平成16年11月

常本里づくり協議会

目次

はじめに.....	3
第1章 関連上位計画（里づくり計画の前提）.....	4
1-1 里づくり計画とは.....	4
1-2 里づくり計画に関連する上位計画.....	4
1-3 平野町まちづくり総合基本計画.....	6
第2章 地区の現況.....	7
2-1 地区の概要.....	7
2-1-1 立地条件.....	7
2-1-2 気候条件.....	8
2-1-3 歴史と主な史跡.....	9
2-1-4 地区点検.....	14
2-1-5 常本地区関連の主な出来事.....	15
2-2 農業.....	18
2-2-1 栽培作物.....	18
2-2-2 転作.....	19
2-2-3 農業機械の有効利用.....	19
2-2-4 農業の担い手.....	20
2-2-5 農地保全と付帯施設の維持.....	20
2-3 公会堂の整備.....	21
2-3-1 旧公会堂の歴史.....	21
2-3-2 公会堂の建替え.....	21
2-4 生活環境.....	25
2-4-1 住民の生活圏と利用交通手段.....	25
2-4-2 道路に関する現況.....	25
2-4-3 安全性の評価.....	25
2-4-4 快適性の評価.....	25
2-4-5 生活環境の保全について.....	26
2-4-6 主要組織の活動内容.....	27
2-5 土地利用.....	28
第3章 里づくり計画.....	29
3-1 基本方針とキャッチフレーズ.....	29
3-2 農業振興計画.....	30
3-2-1 栽培作物.....	30
3-2-2 転作.....	31
3-2-3 農産物の品質の向上.....	32
3-2-4 農業機械の有効利用.....	32
3-2-5 農業の担い手.....	32
3-2-6 農地保全と付帯施設の維持.....	33
3-3 公会堂の活用計画.....	34
3-4 生活環境整備計画.....	35
3-4-1 組織活動の充実.....	35
3-4-2 道路・交通機関の整備充実.....	35
3-4-3 交通安全対策.....	35
3-4-4 防火・防災・防犯対策.....	36

3-4-5	公園等の整備活用	36
3-4-6	生活環境保全	36
3-4-7	伝統文化の継承	37
3-4-8	集落景観の形成	37
3-5	土地利用計画（農村用途区域区分）	38
3-5-1	農業保全区域	38
3-5-2	環境保全区域	38
3-5-3	集落居住区域	38
参考資料		40
里づくり協議会活動実績		40
常本里づくり協議会規約		40
常本里づくり協議会 役員名簿		42
里づくり計画策定支援		42
常本自治会規約		43

はじめに

常本里づくり計画の策定にあたって

平成 16 年 11 月
常本里づくり協議会
会長 藤本 勝博

神戸市では「人と自然との共生ゾーン整備」を進めており、西区平野町の各集落でも里づくり計画が進んでいることから、常本地区でも平成 11 年 9 月に「常本里づくり協議会」を設立し、平成 15 年 6 月から「里づくり計画」の策定にとりかかりました。

途中、念願の公会堂の改築に総力を挙げて取り掛かるために、一時、里づくり計画策定の作業を中断し、平成 16 年 4 月に住民の皆さんの総意と工夫で無事公会堂が完成いたしました。

公会堂の改築が長年の住民の願いであり、常本の里づくりの大きな柱でありましたので、それだけでも十分満足できるものでありますが、引き続いての計画策定の活動の中で、地区を再点検いただき、公会堂の高度利用と併せて常本集落の目標課題も里づくり計画の中で掲げることが出来ました。

「里づくり計画」や「里づくり」については、まだ皆さんに十分ご認識をいただいているとは思っていませんが、計画策定中にも既に改善の傾向や、改善の手がかりをつかめたものもありますことから、これからの地道な努力でもっとすばらしい常本になると確信しております。

なお、常本里づくり計画で特に土地利用計画等は社会経済状況の変化により地域の状況も変わってくる可能性がありますので、その時点でまた見直しをするということも必要だと思っております。

最後に、この「常本里づくり計画」の策定に当たり、指導を頂いた京都大学、兵庫県神戸土地改良事務所、神戸市産業振興局西農政事務所と、地区点検や点検座談会等でご協力いただきました住民の皆様にお礼申し上げますとともに、今後の里づくり活動等につきまして、いろいろとご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第1章 関連上位計画（里づくり計画の前提）

1-1 里づくり計画とは

神戸市の貴重な魅力の一つに、北区・西区に広がる田園地域があります。この田園地域で保全活用されている農地は、神戸市の総面積の約10%（5,500ha）を占め、農業粗生産額は政令指定都市の中でも上位を誇ってきました。しかしながら近年、農業従事者の高齢化や減少と相俟って、市街化調整区域の農地や里山が虫食いの的に転用され、資材置き場や廃車置き場、駐車場等が増加し、農業を持続する環境や貴重な緑地資源が破壊されつつあります。

そこで神戸市では平成8（1996）年4月に、都市近郊農業と田園環境を確実に保全するための「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（以下、「共生ゾーン条例」）」が制定されました。「共生ゾーン条例」に基づいて既存の都市計画法や農業振興地域整備計画との整合性に配慮しながら、神戸市独自の土地利用規制として「農村用途区域」を指定するほか、農業の振興に関する計画や環境の整備に関する計画などを含めた「里づくり計画」が作られますが、計画作りの主体は『里づくり協議会』が担います。この『里づくり協議会』の特色としては、協議会のメンバーに非農家も加わることや、「農村用途区域」の計画策定にあたり、農振地域以外の区域も対象としていること、さらには農村用途区域の用途変更をする場合に地区の意向を反映する権限を持っていること等があります。

一方、里づくり協議会等が「共生ゾーン条例」と「里づくり計画」に基づいて行う農業の振興や農村の活性化、あるいは農村を魅力あるものにするためや農村における市民相互のふれあいをすすめるための取り組みも実施されています。

1-2 里づくり計画に関連する上位計画

常本地区における里づくり計画を策定する際の前提となる上位計画として、以下のものが挙げられます。

(1) 第4次神戸市基本計画

平成5（1993）年9月に「新・神戸市基本構想」が策定された後、これを受けて平成7（1995）年10月に2010年を目標として策定されたもので平成7（1995）年1月に起きた阪神・淡路大震災の復興に取り組むために策定された「神戸市復興計画」の精神も十分に踏まえられています。里づくり計画の前提としては、本計画にある8つの重点プランの中の『人と環境の共生プラン』が該当しており、ここでは

- ① 新鮮で安全な食料を始めとする農産物を安定的に供給するとともに、農業のもつ自然空間の維持やアメニティの醸成などの多面的機能が発揮されるよう、環境にやさしい農業を推進し、人と自然とが共生するまちづくりを進める。
- ② 市域の自然的・社会的・経済的条件を最大限に活かすとともに、高度技術の開発・利用による生産性の向上と、付加価値の高い農水産物の開発によるブランド化を進め、活力ある農業の展開を図る。
- ③ 労働時間・所得を他産業従事者と同程度の水準とすることを目標に、高品質化や生産性・収益性の向上に努め、産業として成り立つ魅力ある農業を展開する。
- ④ 都市と農村の交流を促進し、市民に憩いと安らぎの場を提供するとともに、地域の活性化に資する農業の拠点を整備し、市民に親しまれ支持される農業をめざす。

という4つの基本方針が掲げられています。

(2) 第4次神戸市農漁業基本計画

第4次神戸市基本計画の中で、市域農業にも世界とふれあう市民創造都市・アーバンリ

ゾート都市づくりに貢献することが強く求められています。そこで震災の教訓を生かした安全都市づくりの一翼を担うとともに、市民生活や地域の視点に立ち、自然と共生した魅力ある農漁業を市民とともに構築しながら持続的に発展させることを目指して「第4次神戸市農漁業基本計画」が平成10（1998）年3月に策定されました。

この中で西神地域では、水稻、園芸作物、畜産の3部門が有機的に連携し、都市近郊農業としての条件を生かした生産活動を展開し、良好な営農環境・生活環境及び自然環境の整備・保全・活用を行い、農業・農村の活性化・魅力化に努めることが重要とされています。また地域に密着した「里づくり計画」で生産環境、生活環境、自然環境の保全と整備及び景観の創出を進め、都市住民との交流を積極的に進めることにより「活力と魅力あふれた快適農村」を実現することも求められています。

(3) 区別計画

区別計画とは、市の基本計画より身近な計画として、区のあるべき姿とその実現のためのまちづくりにおける目標、施策の方向を区民に示す区単位の計画です。平成8（1996）年3月に策定された区別計画で、西区は全体計画として「太陽・緑・水 田園都市＝西区の創造」を将来像とし、西神中央を衛星都心とした便利で快適なまちをめざし、交通網の充実、文化・医療施設整備や農村の生活環境整備、自然環境や農村景観の保全、新たな産業団地の建設、大規模農業団地の育成等の施策が示されています。さらに「区内各地域ごとの特性を生かしたまちづくりを推進すること」として平野地域では快適で住みよい田園環境の広がるまちを目指して、無秩序な市街化の防止や明石川の環境整備、道路網等（神戸二見線・明石国包線・バス路線網）の整備、農業の振興（農地の流動化などによる経営規模の拡大・神戸ビーフ育成牧場やぶどう団地の育成）、ふれあい・交流活動の推進（明石川クリーン作戦などの推進・市民農園の拡充・大規模区民グラウンドの整備の検討）、福祉環境の整備・充実などが施策として掲げられています。

(4) 神戸市農業振興地域整備計画

本計画は第4次神戸市基本計画を受けて平成9（1997）年5月に策定されました。ここでは市域農業について、市街地と農業地域とが有機的に調和し、都市機能の発揮に寄与できるように以下の3つの方向から保全育成に努めることとされています。

- ① 大都市に立地する有利性を活かして、需要に応じた生産と生産性の向上を図る。そのために米及び麦、園芸、畜産の3部門を土地利用及び農業経営の面で有機的に連携させる。また農地の流動化を促進して中核的担い手を中心とした農業を確立する。
- ② 可能な限りほ場整備事業等の土地基盤整備事業を実施し、経営規模の拡大を図る。また生産及び集出荷販売の合理化を図るために農業近代化施設を適切に配置し、整備する。
- ③ 農業集落の保健性・快適性・利便性・文化性・安全性を向上させるため、緊急災害時にも対応した道路・下水道の整備、集会施設、農村公園、体育施設等の生活環境施設の整備を図る。

さらに各論として農用地利用計画、農業生産基盤整備計画、農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画、農業近代化施設整備計画、農村生活環境施設整備計画、活力あるむらづくりに関する計画があり、農業近代化施設整備計画の中の施設野菜、露地野菜、露地花卉、果樹の主産地化の項目が常本地区に関連する項目としてあります。

(5) ひょうご美しいむらづくり基本指針

農山漁村地域の住民が主体となって、自然や景観、伝統文化など魅力ある地域資源を保全活用し、県民の参画と協働のもとに自らの地域の元気を引き出すことを目的に、県が策

定した地域づくりの基本指針。

1-3 平野町まちづくり総合基本計画

平野町では西神ニュータウンの開発による影響を受け、さらに西神戸バイパス道路、河川改修、農地開発などの計画が進行中であった昭和63年に、住民が働きやすく環境の良い平野町にするためにどうすればよいのかを皆で考えるために平野町まちづくり協議会が発足し、平成2年に「平野町まちづくり総合基本計画」が策定されました。

この計画は里づくり計画の上位にあたるものではありませんが、14年前の地区の課題とそれに対する答を示している点で、今回の計画策定にあたって貴重な資料と言えます。

したがって、総合基本計画における常本地区の課題と計画案についてここで概観します。

当時のアンケート調査では日頃困っていることとして、バスの便が悪い、買い物の便が悪い、診療所・医療施設が遠いといったことが挙げられていました。生活環境整備では公会堂の改築が既に挙げられ、また、良好な住宅環境を維持するために集落居住区域の設定が提案されています。

一方、農業面では、後継者の確保が課題となっているほか、経営面では生産資材の価格が高い、農産物価格が不安定で安い等が課題として指摘されています。

上記の分析の結果、地区では集落内の環境整備（集落内道路、水路の整備、美化など）の推進と農業面での野菜等の生産振興が方針として示されています。さらに集落環境整備計画として河川の整備、集落のシンボルの育成、関連道路整備、公会堂の整備等が提案されています。



旧公会堂での里づくり計画策定の打合せ



新しい公会堂での里づくり計画の最終チェック

第2章 地区の現況

2-1 地区の概要

2-1-1 立地条件

常本地区は平野町の中心部からやや東北寄りに位置し、黒田、繁田、西戸田、大畑集落や神出町、ニュータウンにも接しています。

地区中央を明石川が、黒田集落との境界を鍋谷川が流れ地区内で明石川と合流しています。

明石川を中心に両側とも河岸段丘になっており、川西は北西に向かって標高が上がっています。川東側もニュータウン側に向かって標高が高くなっています。

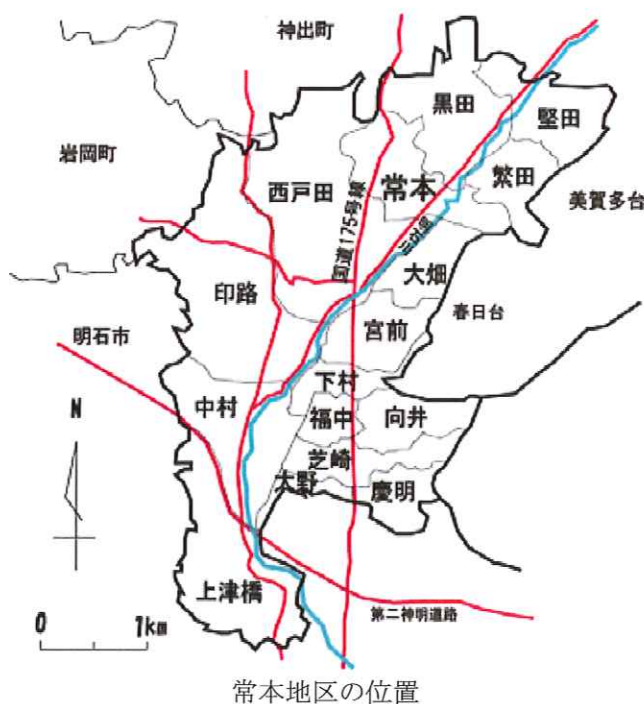
常本地区の既存住宅は大部分が川西に集居状態で存在しますが、川東にもニュータウン側に住宅があります。ただし、川東川に住む住民は位置的な関係で隣接する繁田集落の自治会に属しています。

地区を通る主要な道路としては明石川に並行する県道平野三木線、地区西部を通過する国道175号線があります。

地区では団体営ほ場整備事業で整備された農地で専業農家4戸、兼業農家22戸による農業が進められ、その内容は、稲作を基幹に施設園芸、露地野菜、果樹栽培となっています。



常本の優良農地

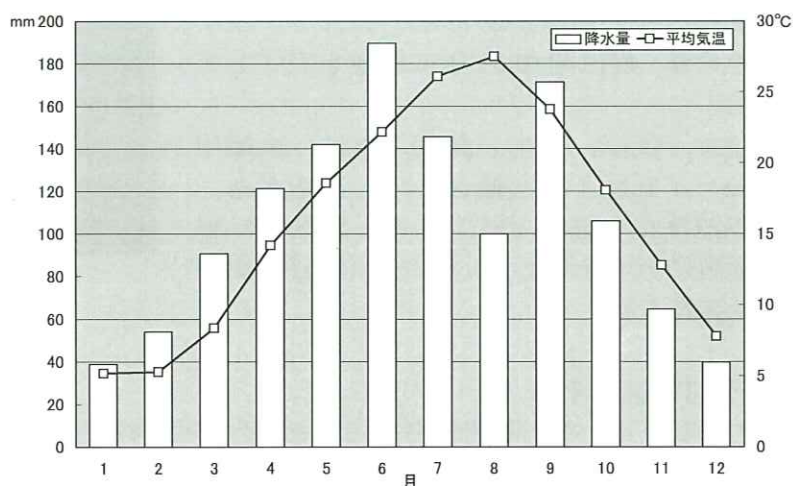


項目	年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
		1980	1985	1990	1995	2000
総世帯数	(戸)	57	54	52	52	55
農家数	(戸)	31	30	27	26	26
	専業農家	8	4	2	2	4
	第 1 種兼業農家	9	2	6	5	4
	第 2 種兼業農家	14	24	19	19	18
総人口	(人)	234	294	301	286	281
	男	114	138	134	125	119
	女	118	156	167	161	162
農家人口	(人)	146	164	167	145	135
	男	69	80	81	71	65
	女	77	84	86	74	70
農地面積	(a)	2,574	3,105	3,254	3,224	3,208
	田	2,544	3,066	3,251	3,201	3,170
	畑	30	29	3	14	29
	樹園地	-	10	-	9	-

※ 農林業センサス，国勢調査による。

2-1-2 気候条件

神戸海洋気象台の昭和 46 (1971)～平成 12 (2000) 年の統計によると，地区周辺の年間平均気温は 15.8℃，相対湿度 67.0%，年平均日照時間 1965.8 時間，不照日数 44.0 日となっています。また年降水量が 1264.7mm と少なく，降水日数も少ないため，地区内には安定した農業用水量の確保を目的にため池が多く造られています。



月別の平均気温と降水量の推移

2-1-3 歴史と主な史跡

(1) 地名の由来

明石藩の頃から、常本は押部組の押部荘に属し、隣村の黒田を越して和田、養田などと同じ押部のグループに所属していたということです。神社も寺も押部谷の養田と同一で、養田の分村ではないかともいわれています。

農業用の水源池は黒田集落の北部にある鍋谷池に依存していました。「ツネ」は谷奥や奥の意味で、明石川上流（つまり奥）の養田の分村で常本、或いは鍋谷の奥の水源で耕地を養うので常本などと言われてきました。

別の説として、源三位頼政とその子仲綱が平家との戦いに敗れ、仲綱の子頼若丸が家臣11人に付き添われて、明石の中谷市朗太夫のもとへ身を寄せた時、幼い頼若丸を育てた市朗太夫が名付けたのが「若丸常基」で、後に中谷治朗太夫と改め押部谷に住んでいました。

寛元5年（1247）治朗太夫が死亡。その子基政は父に従ってきた11人を、黒田と西戸田の間の葦などの生える荒れ地を開田してそこに住まわせました。そして、その村にゆかりのある父の名（常基）をとって「常基」と名付けられ、それが現在の「常本」で、この辺りでは最も新しい村であるともいわれています。

(2) 鍋谷川と水害

明石川に注ぐ長さ3キロ余りの鍋谷川の上流に川をせき止めた鍋谷池があります。鍋谷池は当時の常本と黒田の農業用水として、いわば当時の農業者の生命線ともいべき重要性から両村の水争いが度々起こっていました。

その鍋谷川が、終戦直後の昭和20年10月、台風の大雨で、神出方面からの大水も加わり池の堤が決壊して川が氾濫し、一挙に鉄砲水となって押し寄せました。家屋を押し流し、人命を奪い、常本、黒田、下流の西戸田方面の稔った田を総なめにして道路も破壊しました。

農村にとっての水の重要性と、ひとつ間違えばとんでもない災害となる恐ろしさをまざまざと見せつけられました。この水害は終戦後実施された「農地解放政策」にも影響を与え、被害の大きかった地域は地主が保有できる農地の上限面積が他地区に比べて緩和され、そのために常本地区には経営耕地面積の多い農家があるといわれています。

その後、堤は昭和31年に修復を完了しました。

なお、現在、常本の農業用水は、東播用水のパイプラインと結合して、常本ダム、丹谷池等を中継して給水され、地区内ほ場の灌漑に万全を期しています。（鍋谷池堤の記念碑あり）



鍋谷川

(3) 住吉神社の祭り

この地区は、昔、押部谷町細田に鎮座する住吉神社の御神体が大洪水で流され留まった処として、今も押部谷町細田の住吉神社へ正月には一番に参拝する習慣となっています。

12年に一度神輿担ぎや神事の順番が回ってくるので、それだけに準備や練習が大変です。しかし、歌に合わせて神輿を担ぐ姿の素晴らしさは、思わず沿道から拍手が起こる程です。

神事のお道具を持って子どもたちがお旅所へ向かうのは、昔は男児に限られていましたが、子どもの減少から女兒も加わるようになっていきます。

なお、お旅所の大鳥居には寛文4年(1664)押部荘常本村住中部清左衛門尉中次と刻まれています。常本がこの住吉神社の氏子であり、その常本の中部氏がこの大鳥居を寄進したものと推察されます。

だんじりや獅子舞、お餅ほりなどもあり、大勢で、大きな賑やかな祭りが楽しめます。

夏祭りには萬燈祭を行い、御神前で火祭りを奉納し、その浄火で灯明をあげ、奉謝の至誠と将来の加護を祈ります。



住吉神社

(4)大將軍神社と祭り

石段を上った小高い丘の上に常本市民公園を見下ろすように鎮座する大將軍神社は、『神社明細書』によれば、寛永元年(1624)の創建にして、大正10年に村内の大歳神社・天満神社を合祀しています。現在の木造瓦葺の社殿は平成5年3月に再建したもので、その際、石鳥居・狛犬も新設しました。

大將軍神社、大歳神社、天神様、若宮様が合祀されています。月交代で村の人々がお祭りし、様々な行事を行い、集落の親睦に非常に役立っています。

なお、大將軍神は方位を司る星神で、宇宙、天文の神ともいわれています。

星座で回るわけですが、地面に置く場合は北西に置き、御所の北西を守る神として祀られ、土地や家の建築、修理などでこの神のいる方角を触ると怖いといわれています。

氏子は47戸で、家の建っている順番で、2戸ずつが月交代で「当番」となり、神社の鍵を引継ぎ、毎月六斎日には必ずお洗米・神酒を持ってお参りしますが、正月注連飾りを始め、祭礼準備等は、自治会役員が行なっています。

昔、村内に疫病が流行した時、祈祷をした処、忽ち治ったといういい伝えから、7月第1日曜日に、氏子の「総祈祷」を行なっています。

また、夏の天神祭は15年程前から始まりました

天神様の祭神は菅原道真公で、7月終わり頃の土曜か日曜日の夕方、神事後、夕暮れになると子どもたちが描いた絵や習字で飾られた行灯に火をいれます。炎に浮かびあがる絵の彩りや字の面白さと、境内の雰囲気などを楽しみながら、子ども会・婦人会の夜店やビンゴゲーム等に興じ、夜祭のひとときを過ごします。



大將軍神社

九月第一日曜日のオトウ祭は、氏子の戸主が参列し、拝殿で神酒と仕出し料理で直会を行ないます。

若宮祭りは、昔から12月18日と決まっていたが、今はその前後の日曜日に行うようになりました。この日は、境内に簡易な土俵を作り、子ども達が相撲で体力を発揮する日で、大人たちも一所懸命に声援を送ります。以前は男児だけの相撲であったが、子どもの数も減って、今は女兒も相撲が取れるようになりました。戦前までは力士相撲があったといわれています。また、餅撒きも行なわれていましたが、今は全戸に小餅を配布しています。

(5) 尾崎庵

「七里続いた尾崎の庵——」と昔は歌にまでうたわれた程の名のある庵ですが、無住になり、由緒も何も確かなことが分からなくなっていました。

明石四国の48番の札所であり、昭和の初期頃までは、巡礼遍路の方々への接待に村中の年寄りが出て、賑やかにお茶やせんべい等の接待をしていました。また、宿泊の世話もしていたようです。

ほ場整備に伴って新しく建て替えられ、今は集落の親睦、憩いの場となっています。老人・熟年グループのおとき（斉講）、仲良し会等も行われています。



尾崎庵

(6) 特別養護老人ホーム透鹿園（とうかえん）

透鹿園は昭和59年4月に、国道175号線沿いに建設された。以来、地元の人々との交流が続いています。地藏盆の行事、子どもの日の子ども会の園訪問等で、子どもたちはお年寄りと一緒に食事やゲームをするなど、楽しい交流の時間を過ごしています。



(7) 常本の埋蔵文化財

明石川流域は、昭和初期に吉田遺跡が発見されて以来、近畿地方ではじめて稲作農耕がおこなわれた地域として注目されてきました。一般には、今から2300年から2800年前に、中国大陸南部あるいは朝鮮半島から米作りの技術・文化を携えた人たちが少なからず日本列島に移住し、稲作が開始されたとされています。弥生時代の幕開けです。

大陸からもたらされたものは、単に稲粃や鉄器・石包丁などの道具が伝来したということにとどまらず、粃の貯蔵、炊飯に必要な土器づくりの技術、開田に必要な土木技術、定住生活に必要な建築技術など広い分野にわたる技術や文化を含んだものでした。

このような新しい文化の流れは、まず北部九州に入り、その後、瀬戸内海沿岸・日本海沿岸を東に向かって進み、わずか100年の間に太平洋沿岸は伊勢湾付近、日本海沿岸は若狭湾付近まで、稲作を行う集落を定着させていったと考えられています。そのころ明石川流域には近畿地方でもいち早く稲作を行う集落ができたようです。

明石川流域での弥生時代の始まりは、下流域の吉田遺跡や新方遺跡に集落が成立し、中流の田中遺跡と進み、弥生時代前期後半にはさらに上流にまで水田開発が進められていったと考えられます。

神戸市西区平野町常本地区において土地改良事業が計画され、昭和51年から埋蔵文化財の発掘調査を行った結果、常本の集落の南西側段丘において、石鏃・石錐などの石器とともに多量の弥生土器が出土しました。常本遺跡の発見です。

常本遺跡の発掘調査で発見された弥生土器は、弥生時代前期後半の壺や甕などで、明石川流域では想像どおり、弥生時代前期には中流域に水田開発が進み、農耕集落が成立していたことが明らかになりました。

なお、常本の集落、北西側丘陵際にある水田で小型の石鏃が表面採集されたり、集落北側、大歳神社周辺の段丘上では、平安時代後期の骨壺や、瓦類、椀類などが多数出土したのをはじめ、掘立柱建物が発見されました。また、昭和53年秋には試掘調査の結果、弥生時代後期の土器や古墳時代の須恵器などが発見されていることから、常本の集落のある段丘上には弥生時代前期から中世までの集落が断続的に営まれていたと思われま

す。平野町常本字西の口で発見された弥生時代前期の集落について紹介します。

常本遺跡の本調査では、弥生時代前期の住居址5棟、木棺墓4、土坑3ヶ所、弥生時代後期の溝3条、古墳時代後期の住居址11棟などが発



常本遺跡 調査全景



弥生時代の竪穴住居址

見されました。

弥生時代前期の住居址は最大規模のもので長径 8m、短径 5m 前後の楕円形で、最も残りのよい住居址は長径 5.6m、短径 3.8m の楕円形の竪穴を掘り、竪穴の壁の内側に細い溝をめぐらせ溝内に直径 5cm くらいの小穴が掘られています。この小穴は垂木をささえた杭穴と考えられます。屋根を支える明確な柱は発見されませんでした。床面に残る浅い穴に柱をすえて屋根を支えていたとおもわれます。床面にはやや西よりに灰と焼け土で埋まった穴があり炉として使われていたようです。

しかし、常本遺跡の場合残念ながら竪穴住居址の床面からは時期をはっきり示す土器は発見されず、竪穴を埋めた土から弥生時代前期の土器や石鏃が出土したにすぎませんでした。

ところが 10 年後の昭和 63 年兵庫区の大開小学校新築工事で発見された大開遺跡で、常本遺跡発見の竪穴住居址と同様な楕円形をした住居址が床面に弥生時代前期の土器をともなって発見されました。この大開遺跡の住居址は常本遺跡より長径 7.3m と大ぶりながら形態は不整形な点で非常によく似ています。大開遺跡の場合大量に土器が捨てられた集落を囲む環濠がつくられていて、明らかに弥生時代前期の集落に住居であることが明らかになりました。

これらの遺跡発掘の成果から、常本遺跡の竪穴住居址も弥生時代前期にさかのぼる竪穴住居であることが明らかになりました。

また、この弥生時代前期の竪穴住居の東側 4m に接して墓穴が 4 ヶ所検出されました。墓穴のうち 3 ヶ所は木棺を収めるタイプで、ほかの 2 ヶ所は棺を設けない土坑墓とよばれるものです。

木棺墓のうちの 1 基は、棺の上に弥生時代前期後半の壺を据えて埋葬したと考えられる状態で発見されました。この壺は胴の過半がうがたれ、あきらかに実用性のない供献品として棺の上に置かれていたようです。

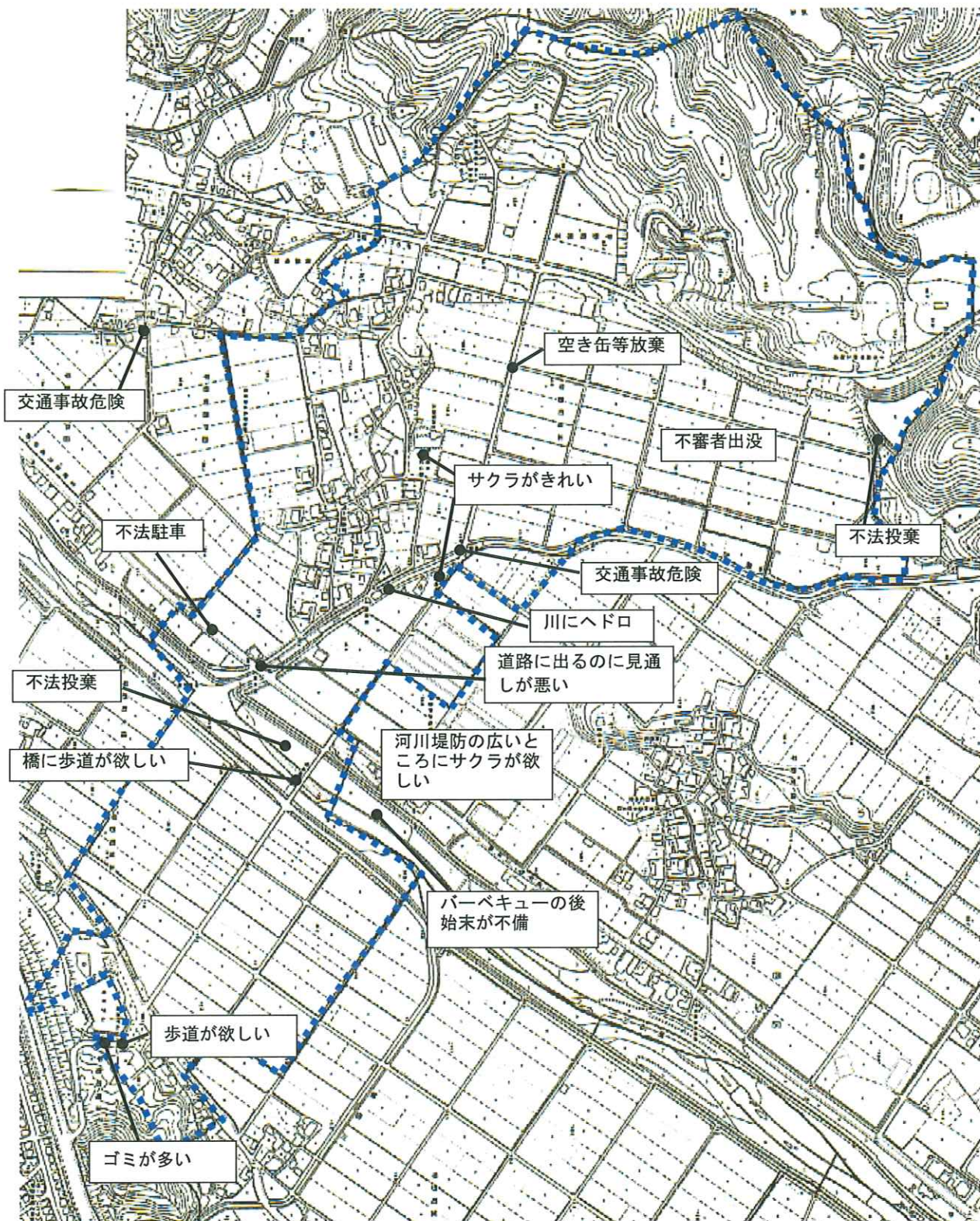
この木棺墓は土坑墓を設けたあとから掘られており、土坑墓は木棺墓より古い墓であったようです。

弥生時代前期の集落遺構は調査区の中なかでも一部でしか発見されませんでした。常本遺跡では、弥生時代前期以後弥生時代後期から古墳時代・平安時代まで連綿と集落が営まれ、その結果、切り土がくりかえされて、弥生時代前期の遺構の大部分は消滅したと思われま



弥生時代前期の壺

2-1-4 地区点検



2-1-5 常本地区関連の主な出来事

里づくりを進めるうえで、地域の歴史を確認することも大切な作業です。
 現在確認されている範囲で、地区に関わりの深い出来事を書き出しました。
 今後の里づくりも踏まえて、これから新たな常本の歴史を作っていくこととなります。

常本地区関連の主な出来事

西暦(年号)	常本地区に関わる出来事	日本の出来事と米価
弥生時代 前 200 年	常本遺跡	
前 100 年	鍋谷池遺跡, 常本遺跡	
古墳時代 583 年	鍋谷池 2 号遺跡, 常本群集墳	聖徳太子が摂政に
安土桃山 1590(天正 18)年	平野町辺りが秀吉の直轄地となる	豊臣秀吉全国統一
1600(慶長 5)年	平野町辺りが姫路池田氏の所領となる	関が原の戦い
江戸時代 1620(元和 6)年	明石城築城, 小笠原忠政入城	
1624(寛永元)年	大將軍神社創建	鎖国の完成 米 60kg⇒38 銭
1657(明暦 3)年	掘割工事開始	
1868(明治元)年	明石城を開城	米 60kg⇒1 円 69 銭
1871(明治 4)年	廃藩置県により明石県誕生, 姫路県を経て飾磨県となる	
1874(明治 4)年	西戸田勝明寺に一祥学校を, 福中宝珠寺に向井学校開設	
1876(明治 7)年	上記学校を合併して下村学校を開設	
1876(明治 9)年	飾磨県が廃止され兵庫県に	
1885(明治 18)年	下村学校を平野小学校と改称	
1891(明治 24)年	西戸田郵便局開設	
1905(明治 38)年	中部幾次郎氏(常本)が我国最初の鮮魚運搬船を建造	1904 年、日露戦争が始まる
1921(大正 10)年	村内の大歳神社, 天満神社を合祀	米 60kg⇒14 円 20 銭
1923(大正 12)年	この頃平野村で酒米作りが盛んとなる	関東大震災
1929(昭和 4)年	常本旧公会堂建設	米 60kg⇒10 円 40 銭
1932(昭和 7)年	明石三木線に神姫自動車(バス)が運行開始	
1933(昭和 8)年	この頃スイカ栽培の最盛期となる	神明道路(現国道 2 号線)開通
1938(昭和 13)年	現在の国道 175 号線が県道として完成	1941 年 第二次世界大戦開戦

1945(昭和 20)年	台風により鍋谷川洪水	第二次世界大戦終戦 米 60kg⇒60 円
1946(昭和 21)年	第 1 次農地改革による耕作地の譲渡開始	
1946(昭和 21)年	第 2 次農地改革による農地等買収売り渡し開始	日本国憲法公布 米 60kg⇒210 円
1947(昭和 22)年	他の 7 カ村と共に神戸市に合併, 垂水区平野町となる	米 60kg⇒700 円
1947(昭和 22)年	平野中学校創立開校	
1948(昭和 23)年	神戸市西高等学校創立	米 60kg⇒1487 円
1951(昭和 26)年	戸田清七氏自治会長就任	
1953(昭和 28)年	現国道 175 号線が県道から国道に昇格	米 60kg⇒3280 円
1954(昭和 29)年	自治会立平野保育園を小学校内に設置	
1956(昭和 31)年	鍋谷池堤防修復完了	米 60kg⇒3995 円
1958(昭和 33)年	中部永次郎氏自治会長就任	
1959(昭和 34)年	藤本直七氏自治会長就任	
1962(昭和 37)年	戸田周一氏自治会長就任	
1964(昭和 39)年	平野保育園が神戸市立平野幼稚園になる	東京オリンピック 東海道新幹線開通
1965(昭和 40)年	農免道路整備事業開始 戸田馨氏自治会長就任	米 60kg⇒6538 円
1966(昭和 41)年	平野出張所建て替え	
1967(昭和 42)年	橋本秀生氏自治会長就任	
1968(昭和 43)年	橋本武氏自治会長就任	
1969(昭和 44)年	JA 神戸市西経済センター開設	
1970(昭和 45)年	コメの減反政策開始 橋本清文氏自治会長就任	米 60kg⇒8272 円
1973(昭和 48)年	ほ場整備事業工事着手(明石川東部分大畑地区と合わせて) 完了昭和 51 年	1972 年 山陽新幹線開通
1974(昭和 49)年	野菜契約栽培事業開始	
1976(昭和 51)年	ほ場整備事業工事着手(明石川西部分) 完了昭和 55 年, 工事完了公告昭和 55 年, 換地公告昭和 57 年	米 60kg⇒16572 円
1976(昭和 51)年	埋蔵文化財調査開始	
1977(昭和 52)年	地下鉄西神線開通	
1978(昭和 53)年	常本機械利用組合が農業構造改善事業を導入 ムギによる集団転作	
1981(昭和 56)年	石井正信氏自治会長就任	米 60kg⇒17756 円
1982(昭和 57)年	垂水区から分離, 西区平野町となる	

1984(昭和 59)年	特別養護老人ホーム「透鹿園」開設	
1986(昭和 61)年	藤本登氏自治会長就任	米 60kg⇒18668 円
1987(昭和 62)年	集落排水施設整備	
1990(平成 2)年	石井修氏自治会長就任	米 60kg⇒16500 円
1993(平成 5)年	大將軍神社改築	
1993(平成 5)年	東播用水供給開始	関西空港開港
1994(平成 6)年	戸田章二氏自治会長就任	
1995(平成 7)年	阪神淡路大地震発生 橋本慧祥氏自治会長就任	新食糧制度発足
1996(平成 8)年	平野出張所が西神中央出張所平野連絡所となる。	
1997(平成 9)年	中部正一氏自治会長就任	
1998(平成 10)年	明石海峡大橋開通	米 60kg⇒15805 円
1999(平成 11)年	常本里づくり協議会設置 石井正裕氏自治会長就任	
2001(平成 13)年	戸田清敏氏自治会長就任	
2003(平成 15)年	藤本勝博氏自治会長就任	米 60kg⇒13748 円
2004(平成 16)年	新公会堂竣工	
2004(平成 16)年	台風が 10 個日本に上陸し、常本地区も農産物等の被害。	
2004(平成 16)年	常本里づくり計画策定	

2-2 農業

常本地区は農家戸数 26 戸で、うち専業農家 4 戸と兼業農家の多い集落ですが、今後定年帰農を予定されている農家もあり、昔の様に牛を使って、腰をかがめてばかりの農業であれば大変ですが、現在の農業は機械化が進み随分楽になっているという意識もあることから、当面、現状の農業は維持できる方向にあります。

1 戸あたりの経営耕地面積は、123 アールと平野町の中でも多いことが地域の特徴で、これらの農地は団体営ほ場整備事業（大畑地区 S47～S50、常本地区 S51～S55）が実施され、効率のよい農業が可能な生産基盤として整っています。この農地の存在が農業生産面だけでなく、集落の生活環境や景観形成にも良い影響を及ぼしています。

平成 15 年度の水田の作付け状況は次表のとおりで、減反政策に沿って常本地区では 45% 程度の転作を実施しています。

平野町常本地区 水田作付け状況（単位 a）

	水稲	大豆	野菜	花卉	飼料	景観	果樹	カイハイ	地力増進	自己保全	調整水田	合計
面積	1,726.9	0.0	736.2	6.5	0.0	67.3	14.8	1.0	493.2	84.1	8.2	3,138.2
率	55.0%	0.0%	23.5%	0.2%	0.0%	2.1%	0.5%	0.0%	15.7%	2.7%	0.3%	100.0%

2-2-1 栽培作物

(1) 水稲

以前は日本晴、ドントコイが主流でしたが、現在は売れる美味しいコメを生産するということから、コシヒカリとキヌヒカリが主流になっています。

以前は日本晴の収穫時期が晩生で遅く、収穫時期が雨の多くなる時期にかかるので苦労がありました。現在の主流品種は早生、中生系の品種であるため、コメの栽培に関する作業は以前に比べて前進し、作業性は高まっています。また、コメの品種で早生のコシヒカリが増えて、秋ウンカの被害を受けることが少なくなって、現在は結果として減農薬が進んでいます。



田植直後の水田

ただし近年の夏場の高温でイネの登熟に影響が出る場合があり、一部で問題になっています。

水稲の品種別栽培面積

（単位 a）

	ドントコイ	コシヒカリ	日本晴	キヌヒカリ	ヒノヒカリ	水稲計
面積	324.3	833.0	0.0	531.4	38.2	1,726.9
率	18.8%	48.2%	0.0%	30.8%	2.2%	100.0%

(2) 野菜

平野町では、昔からスイカといえば「明石スイカ」のブランドで売られていましたが、連作障害や他産地の攻勢で減少し、その後ダイコン、ハクサイも同様の傾向をたどりました。

常本地区でも同様の作物栽培の歴史を経過して、現在、主流は軟弱野菜に移行していません。ただし、現在でも土質等の特性により、自慢の美味しいスイカ等が生産できると言われています。

(3) 果樹

JA 兵庫六甲では現在イチジクの生産拡大を図っており、常本地区でもイチジクの栽培に取り組む農家がありますが、今後増える傾向にあります。

イチジク以外には、自家消費用の果樹が栽培されていますが、出荷するほどの生産量は確保されていません。



2-2-2 転作

常本地区では、減反政策に沿って約 45%の転作を実施しています。転作の内容は専業農家の軟弱野菜と兼業農家の家庭菜園による野菜の他に、地力増進のためのレンゲ、ソルゴーが増えています。

以前は酪農家による牧草の栽培があり、面積にも余裕がありましたが、牧草の面積が地力増進作物に変わった面もあります。

転作面積が緩和された場合に、地力増進の面積が稲作に転換する可能性があります。これ以上安いコメをつくってもという意見もあります。

2-2-3 農業機械の有効利用

昭和 53 年に常本地区で農業構造改善事業を実施して機械を導入してムギを作っていました。その頃に大型機械操作の講習に行き、資格を持っている農業者もあります。

その事業の一環として、農会が窓口となって農作業を受託し、機械利用組合に切符を切って作業をやらせてもらっていたことがありますが、現在は機械の老朽化や人手の問題もあって実施していません。

共同ムギ栽培については、ムギの「さび病」の蔓延と、ムギの価格も安い事が原因で長続きできませんでした。その頃の経験は残っています。

ダイス収穫用のコンバインも特殊であることから、以前は農協所有の共同機械がありましたが、現在は無くなりましたので、必要な農家はビーンズコンバインを他地区から借りています。



機械利用組合倉庫

2-2-4 農業の担い手

現在、専業農家は4戸ですが、最近、定年帰農された農家もあり、今後も定年予定の方が農業に就農される機会が増えると予想されます。

当地区の兼業農家内での農作業の担当状況は、家族構成によりそれぞれの立場で分担し、一人が出来なくなると誰かが家族内でカバーするようになっています。ただし、親が積極的に見本を示さないと後継者は育たないということも事実です。

青年層の新規就農についても、今後期待できる部分もあります。

2-2-5 農地保全と付帯施設の維持

昭和48年に明石川左岸の農地を対象に神戸市大畑常本土改良区を設立、また、昭和51年に右岸の農地を対象に神戸市常本土改良区を設立し、団体営ほ場整備事業を実施しましたが、ポンプ場や水管橋等の農業用施設の管理のために土地改良区として尽力をしています。

用水パイプも今まで本管が破裂したことは幸いありません。これもほ場の基盤がしっかりしている結果と考えられます。さらに、東播用水事業による農業用水の補給が、平成5年から行われており、水不足も解消され安定した農業経営が行われています。

また、集落の溝普請、草刈、畦の管理等を積極的にすすめています。



水路側面の除草清掃作業

2-3 公会堂の整備

2-3-1 旧公会堂の歴史

旧公会堂は、1929(昭和4)年に地域の先輩諸氏の努力により建設され、その後75年間にわたり、地域の中核施設として貢献してきました。

その間には第二次世界大戦も経験し、戦後には投票所等として周辺集落の方にも大いに利用されてきました。

建設時には、当時の一般的な設計で建設されたものと推定されますが、長年の利用や、阪神淡路大地震にも耐え、地域の住民にとって益々愛着のある建物となっていました。



大切に活用されてきた旧公会堂

2-3-2 公会堂の建替え

住民に丁寧に活用されてきた公会堂も年月の経過とともに修理が必要になり、機能的にも使いにくくなりだしたために、平成2年に策定した「平野町まちづくり総合基本計画」でも公会堂の改築という方向が示されました。

阪神淡路大地震後から具体的に公会堂の建替えの話もありましたが、他に緊急を要する案件もあり、継続的な検討課題として扱っておりました。



旧公会堂の解体



工程会議における熱心な議論



旧公会堂の「幣」

その後、懸案の課題も片付き、平成12年にいよいよ公会堂の建替えが本格的に議論され、自治会として建替えの方向が示され、平成15年に11名の建設委員を選任し、具体的に公会堂の建替えを開始しました。



建設を開始するに当たり、関係する土地の整理があり、関係者の了解を得て、土地の境界協定に取り組む中で、土地の現況と公図との違いが見つかり、地図訂正に約3ヶ月の日数と労力を余分に要しました。

平成15年9月に、土地関連の整理も完了し、建築図面について詳細なる検討を開始し、住民の承認を得て、9月24日に入札を実施しました。

入札では7社の競合の中、地元の藤本工務店が落札し、10月から75年間地区住民が活用した旧公会堂の解体にとりかかりました。

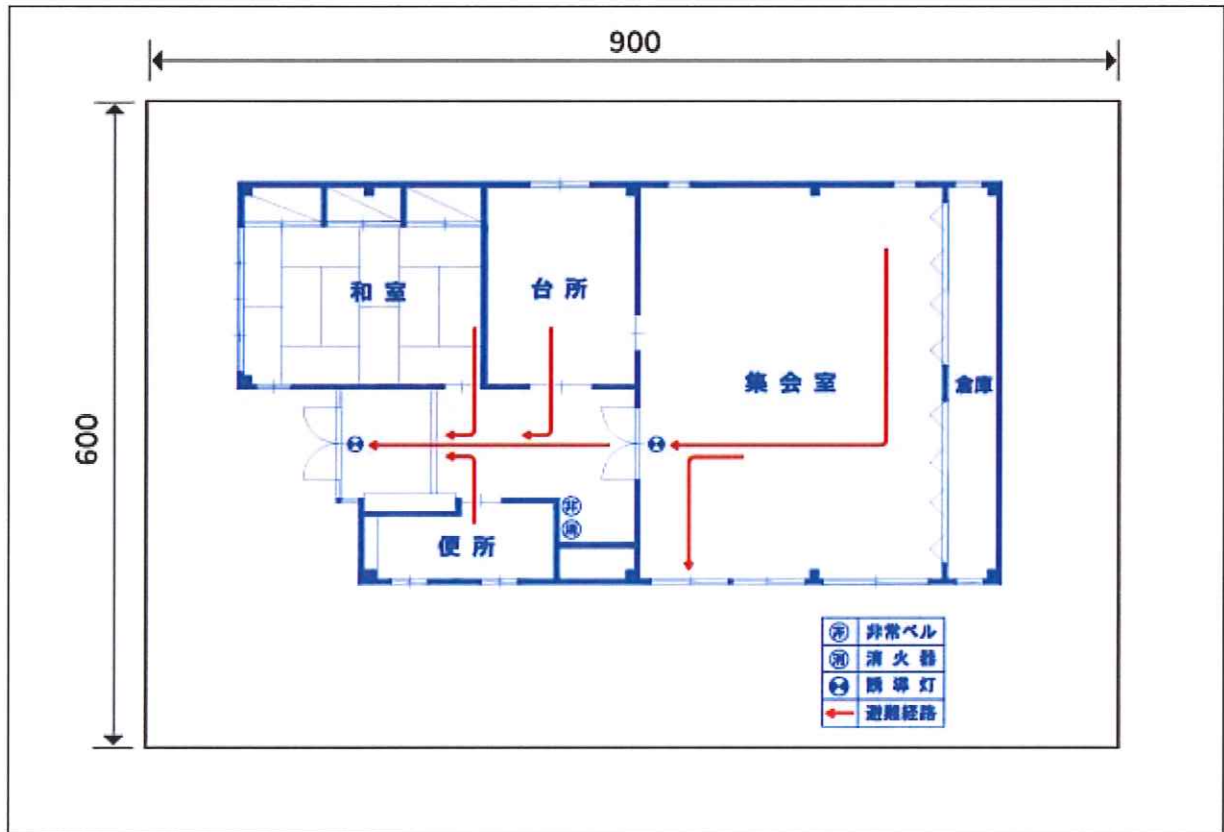
その時に、昭和4年2月に旧公会堂を上棟した証しの「幣(へい)」が出て来たことにより、改めて、旧公会堂を建てていただいた諸先輩の方々のご苦勞と努力に感謝しました。

10月16日には地鎮祭、工事も順調に進み、11月24日には無事上棟式をおこなうことができました。

途中、完成までには6回にわたる工程会議を開き、外壁、内装の色や詳細にわたる設備の様式について建設委員の皆さんがたが夜遅くまで検討いただき、整備方向を決め、全ての設備が納得できるものに仕上がりました。

平成16年3月25日に工事を完了し、4月17日竣工式を迎えることができました。





常本公会堂新築工事 建設委員会議等

会議名	日程	議題等	備考
建設委員会	平成15年 4月27日	初集会で委員決定 自治会(橋本慧祥, 藤本勝博, 戸田清敏, 石井正裕, 戸田照正, 谷豊, 橋本勝男, 橋本高博, 石井康昭), 老人会(戸田良治), 婦人会(中部恵美), 子ども会(戸田順子)	
建設委員会	5月4日	建設委員の役割分担と連絡体制の確立	
建設委員会	5月18日	境界明示, 大岡測量に以来決定	
建設委員会	6月8日	境界明示, 建物の参考図を提示	
建設委員会	6月15日	境界明示, 明示方針を決定	
建設委員会	6月30日	計画平面図の検討, 役員及び女性の意見を集約	
建設委員会	7月10日	道路境界明示, 神戸市建設局立会, 要望に近い形で決着	
建設委員会	7月13日	西区内の公会堂を見学, 岩岡町秋田公会堂, 大道公会堂, 平野町下村公会堂	
建設委員会	7月24日	道路境界明示説明と民地境界同意 計画平面図検討で規模確定	
建設委員会	9月6日	建設図説明, 入札の執行決定	
入札	9月24日	入札予定金額の決定と入札執行	

		藤本工務店落札	
建設委員会	10月16日	公会堂資金の調達についての承認	
建設委員会	10月22日	工程の説明， 瓦について	
建設委員会	11月12日	工程の説明， 今後の工程説明 流し， 空調機給湯器， 換気機器の承認 瓦の見本提出 平瓦に変更	
上棟式	11月24日	工事の安全施工	
建設委員会	12月14日	工程の説明 仕様の決定， 外壁の仕様決定 天井材の決定	
建設委員会	12月26日	全体工程の調整， ガス台等の変更	
建設委員会	平成16年 1月21日	工程の説明 内装見本決定， (玄関・廊下・集会場・台所・ 和室・洗面・便所)	
建設委員会	2月20日	工程の説明， 全工程について資料により説明 仕様の決定， (ふすま， 他) 竣工式について	
建設委員会	3月22日	施主完了検査 竣工式について詳細を検討	
建設委員会	4月3日	備品等の搬入， 賞状等の飾りつけ	
竣工式	4月17日	完成のお祝いと今後の円滑な利用を祈念	

2-4 生活環境

常本地区の生活環境は、昔に比べて随分向上していますが、半面で便利になり過ぎた弊害や、住民個々人の生活のリズムの多様化による組織力の低下等の問題も出てきています。

里づくり計画を策定するにあたり、生活環境についても現況を点検しました。

なお、公会堂については、里づくりの重要な柱と位置づけ、別項で扱いました。

2-4-1 住民の生活圏と利用交通手段

地下鉄西神線が開通するまでは生活圏は明石が中心で、神戸、三宮方面へも明石を経由して JR による移動が主でしたが、西神ニュータウンの整備と地下鉄開通後は西神中央が生活圏の中心になりつつあります。

このような傾向を受け、明石方面向けのバスの便数が減少し、住民の流れは益々西神中央方面に向きつつあります。

2-4-2 道路に関する現況

常本地区を通過する幹線道路は、国道 175 号線と県道平野三木線、県道高和宮前線があり、住民にとってはそれぞれ重要な道路となっています。

集落内の道路の一部はラッシュアワーには抜け道として利用される部分もありますが、通常は集落の生活道として利用され、集落の生活空間ともなっています。

2-4-3 安全性の評価

国道 175 号線と西神ニュータウンに通ずる道路が便利のために、道路構造の割には交通量の多い道路となっています。結果として、危険度の高い状況にあります。特に各幹線道路の交差点と常本橋が危険な状況にあります。

県道高和宮前線の交差点および西神ニュータウンに入る上り坂の道路は、通学路にもなっており、平野町の隣接集落からも危険な箇所として指摘されています。

また、集落の北方に広がる農地は優良農地として位置づけられ、景色も良い場所ですが、人家もなく、人通りも少なく、時折不審な人がいると指摘されています。



常本橋

2-4-4 快適性の評価

ほ場整備事業も完了し、集落内道路や周辺の幹線道路が整備され、集落内の快適性は高まっています。

また、農業集落排水事業が昭和 62 年度に完成し、集落の家周りの下水道側溝や河川、用水路がきれいになり、悪臭もなくなり、快適な生活環境となりました。

明石川については、自然工法により整備が進み、地域にとってもゆとりの空間として好まし



集落排水処理施設

い状況にありますが、そこを利用する人たちがゴミを放置するという不快な状況もあります。

2-4-5 生活環境の保全について

鍋谷川沿いで、普段人通りが少ないため草木が繁茂し、環境が低下しつつある箇所があります。また集落区域外ですが、農業用水を利用している鍋谷川の上流に産業廃棄物処理場の整備の話があり、当集落と関係する黒田集落に同意が求められていますが、排水の問題で保留となっています。



産業廃棄物処理場(池側)

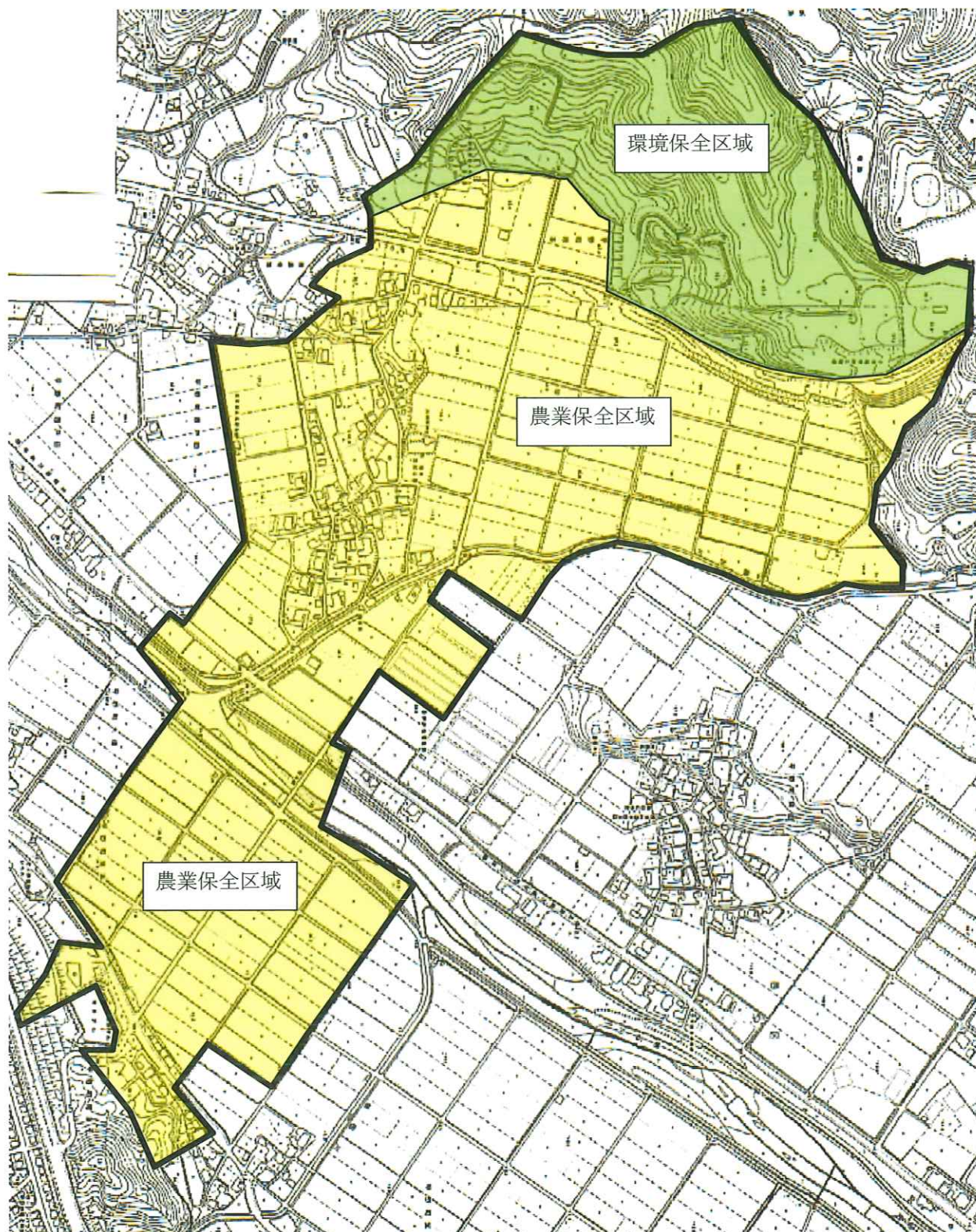
2-4-6 主要組織の活動内容

平成 16 年 1 月現在

組織名 発足年	参加数・年会費	活動内容	その他
自治会	55 戸, 役員任期 2 年	総会(1 月), 町民運動会(11 月) 市等の調査資料とりまとめ	管理施設 公会堂,
農会 (機械利用組合は農会に 集約)	26 戸, 役員任期 2 年	畦焼き(2 月), 転作実施計画等とりまとめ(3~5 月), 転作確認(6~7 月), 水稻畦畔指導(6 月), 市 農政, 農業委員会, JA 事業のとりまとめ(通年)	管理施設 トラクター等農機 具, 格納庫, 倉庫
老人会 平野老人ク ラブ第五愛 宕会	52 名, 会費なし 会長、リーダー、 会計、 任期各 2 年	平野老人クラブ演芸会参加(5 月), 公園樹木の病害 虫予防、雑草除草、清掃(6 月), 区老連輪投大会 (5,7,11 月), 「奉仕の日」地域内道路の缶拾いと清 掃(9 月), 親睦旅行(6,11 月)グランドゴルフ参加 (10,11 月), 総会(3 月)	常本公園の管理 (樹木の病害虫予 防、雑草除草、清 掃)
婦人会	役員任期 1 年	総会(3 月), 役員改選(1 月), 親睦旅行(10 月), 町 民運動会参加(11 月) 手芸教室(11 月) 集金代行(毎 月)	
生活会	役員任期年	生活文化委員会(4 月, 11 月), ふれあい委員会(5 月), 生活文化大会(7 月), 町ぐるみ検診(9 月), ス ポーツ大会(10 月), ふれあいフェスティバル(11 月), 組合員ふれあい委員会(3 月),	
子ども会 昭和 56 年~	5 戸, 子ども会代表 任期 1 年	透鹿園プレゼント(5 月), 天神祭り(7 月), ラジオ 体操(7 月), クリスマス会(12 月), 歓送迎会(3 月)	
消防団		出初式(1 月), 器具点検(毎月), ポンプ操法大会出 場(5, 11 月) 水防訓練(6 月), 年末警戒(12 月)	
常本土地改 良区 昭和 51 年~	全体 50 戸 理事長, 理事, 監事 任期 4 年	通常総会 (3 月), 溝普請(5 月), 池管理道草刈(8 月), 溝道普請(9 月), 池畦焼き, 草刈(2 月)	管理施設 パイプライン, 排 水路, 農道, ポン プ場, 水管橋
集落排水施 設管理組合	55 戸	神戸市に全面委託し, 現在休止中	集落排水処理施設

2-5 土地利用

現在の農村用途区域は、神戸市が当初設定したとおりで、ほ場整備事業を実施した土地を中心に農業保全区域と神出町に接する傾斜部分を環境保全区域に設定しています。



第3章 里づくり計画

3-1 基本方針とキャッチフレーズ

常本地区では、阪神淡路大地震以降、公会堂の建て替えを地域住民の最大の願いとして、掲げて検討してきましたが、里づくり計画を策定するにあたり、公会堂建替えを1つの大きな目標に掲げて策定することになりました。

里づくり計画を策定中に、常本公会堂も新しくりっぱな建物に建て替わったことから、公会堂の建替えは、現況の項で活動実績として残します。

常本里づくり計画では「農業振興計画」「公会堂活用計画」「生活環境整備計画」「土地利用計画」を掲げ、地域の繁栄をめざします。

なお、里づくり協議会では計画策定にあたり、常本の里づくりにふさわしいキャッチフレーズを『四季の風かほる里 常本』と決定し、里づくりをめざします。

なお、このキャッチフレーズは、戸田 嘉子さんからいただいたアイデアをもとに、里づくり協議会委員で検討を加え決定したものです。



常本集落

3-2 農業振興計画

常本地区には先祖から大切に受け継がれた農地があります。この農地を保全活用するためには農業を維持していく必要があります。

どの様な仕事も楽しくないとやっていけないということですが、農業も同じです。これからは喜びのある楽しい農業の方法を見つけることが必要です。

また、生活環境の面からも、農地や里山のある農村環境は良いと感じる機会が多くなってきているとともに、イネを植えることによって周辺の環境は特に夏季には随分涼しくなり、自然のクーラーとして多面的に農村の空間を改善しているということが認識されています。

これらの事例を稲作の多様なメリットの一つとしてあげて、その気持ちを多くの人に伝え、農業という手段で地域の環境保全を推進することも重要です。

昔の様に、牛を使って、腰をかがめてばかりの農業であれば誰も進んでやりたいとは思わないでしょうが、現在の農業は随分楽になってきたという実感もあります。ただし、その分、農業機械等に対する設備投資に金がかかっています。農業を継続していくためには、省力で低コストの農業を考えることも今後の課題です。

これらの問題を前提にそれぞれの項目について常本の農業の目指すべき方向を掲げました。

3-2-1 栽培作物

(1) 水稻

近年、コシヒカリの栽培面積が拡大したため、栽培期間が前進し、結果として、稲刈り時期の天候条件が相対的に良い傾向にあります。また稲刈りが早くなったために秋ウンカの害も少なく、結果的に減農薬に貢献していますが、今後は今いっそう減農薬を進め、特に除草剤についても減らす方法を研究、実践する必要があります。

周辺地区での実践として、直播やアイガモ栽培もありますが、今後の実用化の情報の収集に努めます。

これからのコメ作りは、美味しい売れるコメを作っていく必要があります。そのためには窒素肥料を調整し、量よりも味にこだわったコメづくりに取り組むことをめざします。

集落営農を進めていくには、作業の分散を考え、ヒノヒカリをもう少し計画的に増やすことも課題です。ヒノヒカリは消費者の食味テストでも一番になった実績があり、美味しい有望なコメの品種ですが、晩生のため秋ウンカや台風等を克服する必要もあります。

なお、農業の座談会で、家の前の畑にしていた農地に久しぶりにイネが植えられたことで夏の夜の気温が随分下がったという意見があったことから、ヒートアイランド現象が言われる今日において、住宅周辺の農地について、これらの効果も加味して作付け体系を決めることも今後の課題です。

(2) 野菜

野菜の生産振興は連作障害が最大の問題です。常本地区は平均経営耕地面積が広いので、自己所有面積内で作付けの輪作体系を進めていますが、今後より広い範囲で交換耕作が出来れば野菜生産の面で理想です。

常本地区は、今でも鳥取産に味では負けない品質のスイカは出来るという恵まれた条件にはあります。しかし以前に栽培していた野菜も、うまく作れるからといって昔のままの品種で同じ栽培では一定以上の消費拡大は望めません。

以前の欠点をカバーした品種であったり、特色のある作り方であれば再度栽培する意義

があります。

野菜は、商品価値を高めるために生産出荷のタイミングをうまく調整すれば有利なことから、情報を収集して市場出荷の端境期をねらう努力は必要で、そのため農業経営のセンスと栽培調整技術の向上を目指します。また、農協の直売所への出荷は、農業のセンスとアイデアを生かす良い機会となります。

なお、現在各地で軟弱野菜の生産が増えています。今後、軟弱野菜の生産過剰を想定し、営農戦略を検討しておく必要があります。その1つに減農薬栽培や無農薬栽培がありますが、これらも、栽培のサイクル、植物の生育状況を毎日観察することから始まり、日頃の観察が新たな発想を生み出すこととなります。

(5) 果樹

常本地区では、近年農協による推進もありイチジクの栽培面積が増加しています。今後も西区の特産農産物として、生産農家は生育特性を熟知、研究し、品質の向上を目指します。

現在は「柵井ドルフィン」の系統が主ですが、新たな消費を拡大するために、新品種の試験も試みる必要があります。美味しい品種は生産量が少ない場合がありますが、直売等にはバラエティーがあった方がよい場合もあり、品種的には古い品種系統ですが「ザ、キング」という品種も収穫期間の違いや消費の多様化に対応出来る品種として検討できます。また、規格外や傷物のジャム等への加工も検討します。

なお、今後想定される定年帰農予定者の導入作物として、軟弱野菜と併せてイチジク等の果樹栽培を推奨し、定年前の準備期間に果樹の苗木を植栽することを勧めます。



面積が増えつつあるイチジク栽培

3-2-2 転作

転作制度については、平成16年度からコメを量的に生産調整する方式に変わっていますが、結果的な転作率は以前と同様の水準です。

現在、転作しなければならない要因の1つとして、コメ消費の減退があります。地域の取り組みとして、農家自身もコメの消費拡大を図るためにも、美味しい常本のコメでおにぎりを作って、皆でコメの味を楽しむことが必要です。

自治会が中心になって実施する夏祭りでも、常本のコメを皆で味わう機会としておにぎりを作ることを続けています。一時は他のものに変えてはという意見もありましたが、子どもたちと共におにぎりを作り食べる機会をつくるということで、今後も出来るだけこのような機会を増やしていきます。

転作の作物として一般的に奨励されているダイズは「幸豊」という品種ですが、もっと栽培・収穫が容易な品種が求められます。

レンゲによる転作については、地力増進として開花前にすき込まれている場合が多いようですが、すきこみ時期を調整し、景観形成面で活用します。レンゲは窒素緑肥としての鋤きこみの適期は花の咲く前ですが、ただし、開花後の鋤きこみも土壌の物理性の改善にはなります。

ソルゴの種子単価が安いいため、地力増進ソルゴが普及していますが、地力増進ソル

ゴ一以上に省力的で収益に結びつく転作情報を収集し、有効な転作対応を考えます。

3-2-3 農産物の品質の向上

野菜は新鮮さ、果菜類や果物は糖度が品質の一応の目安となるようです。

食味と収量は大方の作物で反比例することが普通で、農業経営的にどの水準を狙うかも農業経営センスです。

今後は、「私が作った農産物は新鮮・安心で美味しいです。」ということで流通させる必要があります、当然見栄えも品質に関係します。これも農業者の営農センスが発揮されることから、日ごろから品質の良い農産物を目や口にして、営農の技術とセンスを磨く必要があります。

3-2-4 農業機械の有効利用

一式一千万円程度の稲作機械を農家は装備しています。しかし常本地区の各農家は現状では農業機械投資について悲壮感はありません。これは収支計算では赤字であっても、心情として農地を守るために当然農業機械を導入せざるを得ないという気持ちからです。

しかしこのような考え方は一定の世代までかもしれません。地域内には個人の作業請負農家もおられるが、集落営農も今後の課題です。

その前段として、機械に余裕があれば、もう少し稲作作業受託で規模拡大を出来る家もあることから、今後機械が古くなって稲作も出来なくなってくる農家の作業をお互いに作業受託で進めていくことを検討します。

また、各集落の受託組織が広域的な連携をはかり、機械を融通しあい、有効利用をはかることも必要です。

3-2-5 農業の担い手

大規模直売所がオープンすると、多様な出荷形態が生まれる可能性があり、新たな農業の担い手となる農業者にとっては良い機会、直売所への出荷をきっかけに農業に従事する方法もあります。大規模直売所への登録をきっかけとして野菜生産農業者・農家の裾野が拡大します。

農業の担い手育成のためには、農作業の省力化を進め、農業の収穫の喜びを増徴させる方法を見つけることが必要です。また、今後増加が想定される定年帰農農家のグループを組織し、行政やJAの営農指導や支援を受ける受け皿とします。その上で、地域内での農業技術の継承として、専業農業者と新規農業者のネットワークの構築と、新規就農者の研修の充実を要望します。

このような環境の中で、定年帰農者は今までの他産業での経験が生かせ、新たな農業の形態が生まれる可能性もあります。

今後帰農が予定される場合は、定年後の果樹栽培を想定して兼業中に果樹を植栽し、帰農時に収穫期を迎えるということも夢があります。

3-2-6 農地保全と付帯施設の維持

ほ場整備事業が完了して二十数年を経過し占うとしていますが、いまだに礫が出るという意見もあります。しかし農地は今後末永く活用するものであり、地権者が農地を改善することで農地の資産的価値もあがることから、地力増進も含めて農地の質を上げる努力を引き続き進めます。

農業従事者の減少や高齢化などに伴う耕作放棄を抑制し、農業の担い手の育成や新規就農の確保に努めるとともに、環境保全にも配慮しつつ、ほ場やため池、かんがい排水施設、農道等の土地改良施設の維持管理に努め、良好な田園景観を維持していく必要があります。

幸いに農業用パイプの本管が破裂したという事は今までにありませんでしたが、今後土地改良関連の付帯施設が破損した時の緊急的な対応、水管の塗装等の維持管理やパイプラインの老朽化による施設の更新のために、補助、助成制度をよく検討しておく必要があります。



常本橋の水管

3-3 公会堂の活用計画

平成16年4月に住民の願いである新しい公会堂が竣工しました。今後はこの公会堂を
集落の中核施設として大切に活用し、集落の活性化を進めます。

今後の活用として、公会堂の利用規定に従って、自治会等の会議の開催、老人会、婦人
会、子ども会等の組織活動、同好会等の研究・研修活動に積極的に活用出来るようにしま
す。

なお、公会堂の維持管理については、省エネ政策に沿うとともに地域住民の直接的な負
担を少なくするため、より一層の電気代等のランニングコストの低減に努めます。



新しい公会堂での活動 左集会室 右和室

3-4 生活環境整備計画

常本地区の生産環境は随分向上してきましたが、地区点検の結果や座談会等でも改善を望んでいる項目や箇所があります。

これらの項目について、行政に依頼しなければならないものについては、事例を示しながら根気強く要望するとともに、住民で出来ることについては地域の価値を自らで上げていくということで努力し、皆が住み続けたいと願う常本地区を目指します。

3-4-1 組織活動の充実

現在自治会を核に農会、老人会、婦人会、生活会、子ども会、消防団、土地改良区等の組織があり、その組織の連携組織として里づくり協議会があります。

これらの組織が今後も地域を支え、活性化をすすめるために各組織活動を充実します。

また自治会は地域の要として重責を担い、今後自治会組織の法人化をめざします。

なお高齢化社会を迎えますが、今後ますます高齢者の力を借りないと地域が活性化しない状況が想定されることから、老人会の活躍が期待されます。

また、消防団員は、次の常本の集落を支えていく貴重な人材であり、常に他の組織との連携を密にします。

3-4-2 道路・交通機関の整備充実

近年、道路網が整備されて便利になっていますが、その反面集落内の道路がラッシュ時に抜け道として利用されるようになりました。住民自身も気をつけるようにする必要がありますが、地域として工夫できることが無いのか引き続き検討します。

バスの回数が少なくなった件については、平野町全体の問題で、平野町の各集落と連携をとりながら引き続き要望します。また学童の通学巡回バスで実施しているように、高齢者が利用できる時間帯に西神ニュータウンへの巡回バスが出来れば、高齢者の利便性の向上につながります。

3-4-3 交通安全対策

道路網が整備された結果、以前よりも通過交通が増えているとともに、スピードも上がっています。

集落内での問題としては、県道に出るときに少し見通しが悪い部分があります。樹木の枝については、管理主体に要望し、剪定を要望する必要があります。

ニュータウンから国道 175 号線への通り抜け道路については、スピードを落とす工夫が必要です。県道高和宮前線の交差点からニュータウンへの上り道は、歩道の確保か他集落の要望でもあがっていますので、改良について他集落と連携して引き続き要望します。

なお、県道での不法駐車については交通の障害、事故の原因となるため、当事者の自粛を要望します。



県道沿いの不法駐車

3-4-4 防火・防災・防犯対策

防火施設として、消防機具庫は整備されていますが、新たに消防のホース格納庫2ヶ所を新調しており、地域の安全を守る施設として今後大切に管理していきます。

そして緊急の場合は、地区内の消防団員を経験し消火設備を取り扱える人により、危険の無い範囲で初期消火に努めます。

近年増加の傾向にある窃盗犯罪については、近所同士で声を掛け合い、常々住民同士が連携をとりあう必要があります。

集落の北側に広がる農地の農道はすばらしい散策路になり、散策路として整備活用が望まれますが、最近、不審者が時々いるということが言われています。女性や子どもが一人で散策することを避け、集落で警戒しておく必要があります。また不審者が発見された場合は、防犯対策の一環として、警察と一体となってパトロールで確認する必要があります。



消防機具庫

3-4-5 公園等の整備活用

常本公園は、常にきれいに管理されていますが、特にサクラの時期には美しい景観を作り出しています。

ゲートボールクラブが解散するのに合わせて、平成16年度に倉庫が撤去されますが、今後、住民が活用しやすい状況にするために利用者の意向を把握する必要があります。

なお、倉庫の撤去に合わせて仮設トイレも撤去されますので、今後整備の方向で調整します。

河川敷もゴミ等で見苦しい状態になっている場合があります。定期的なクリーン作戦は今までどおり実施しますが、ゴミが捨てられないようにする工夫も検討する必要があります。



常本公園とサクラ

3-4-6 生活環境保全

産業廃棄物処理場への対応は、将来の生活、農業生産面の影響が大きいため、関連する黒田集落と連携し、安心できる状況が確約できるまで時間をかけて対応します。

鍋谷川沿いの管理として、草木が繁茂し環境が悪化しつつあるので、定期的に草刈や清掃を実施します。また不法投棄を防止する対策も検討します。



不法投棄防止が必要な場所

3-4-7 伝統文化の継承

天神祭りは地域に密着した行事として継続します。その中で各組織の会員同士の交流、また組織間の交流の場として子どものためだけではなく、住民皆が楽しめる祭りとして盛り上げるイベントを検討します。また、飾りの行灯も現在子どもの分だけを飾付けしていますが、将来、各世帯一基絵付けをして、天神さんのお祭りを盛り上げることも提案します。

12月に実施される子ども相撲は、近年の少子化で女子も参加してもらおうようになりましたが、それでも人数が少ない状況です。これも高齢者や大人も参加できる行事を併せて子ども相撲を盛り上げる必要があります。



天神祭りでの交流活動

3-4-8 集落景観の形成

常本地区では、周辺の里山やほ場で形成する遠景と、集落内の家並みや公園、文化財で形成する近景が重なり、すばらしい農村らしい景観を形成しています。

さらに、常本公園で以前にサクラを植栽したものが現在りっぱな成木になっており、公園や尾崎庵一体が春には特にすばらしい景観を形成しています。これらの景観を活用する方法として、夜サクラを鑑賞する会等を企画し、すばらしいサクラを住民自身が楽しめる機会を設定したいものです。

また、現在増えつつある転作のレンゲの花も、特に集落の南側のほ場は集落の区域から見渡せる形状にあるので、レンゲの開花終了まで鋤きこみを遅らせ、景観を楽しみ、景観形成の大切さを見直すきっかけとします。

なお、公会堂完成を記念して景観形成も兼ねた記念植樹も検討します。



常本公園のりっぱなサクラ



景観形成としてのレンゲの栽培

3-5 土地利用計画（農村用途区域区分）

地区の土地利用は、大きくは明石川沿いの平坦地の大部分を占める農地と、その一段上に広がる山林に分けられます。また住宅等の建築物は国道と県道高和宮前線沿いの一部を除いて平坦部の一ヶ所にまとまって建てられております。

そこで、現状の土地利用に沿う形で、地区を農業保全区域、集落居住区域、環境保全区域の3区域に区分します。

3-5-1 農業保全区域

ほ場整備事業を実施した優良農地を中心に、農地の保全・活用をはかる区域としてこれまでの設定を継続します。なお農業保全区域内の一部を集落居住区域とします。

3-5-2 環境保全区域

神出町につながる段丘部分の里山を中心に、積極的な土地利用を誘導しない環境保全区域として、これまでの設定を継続します。

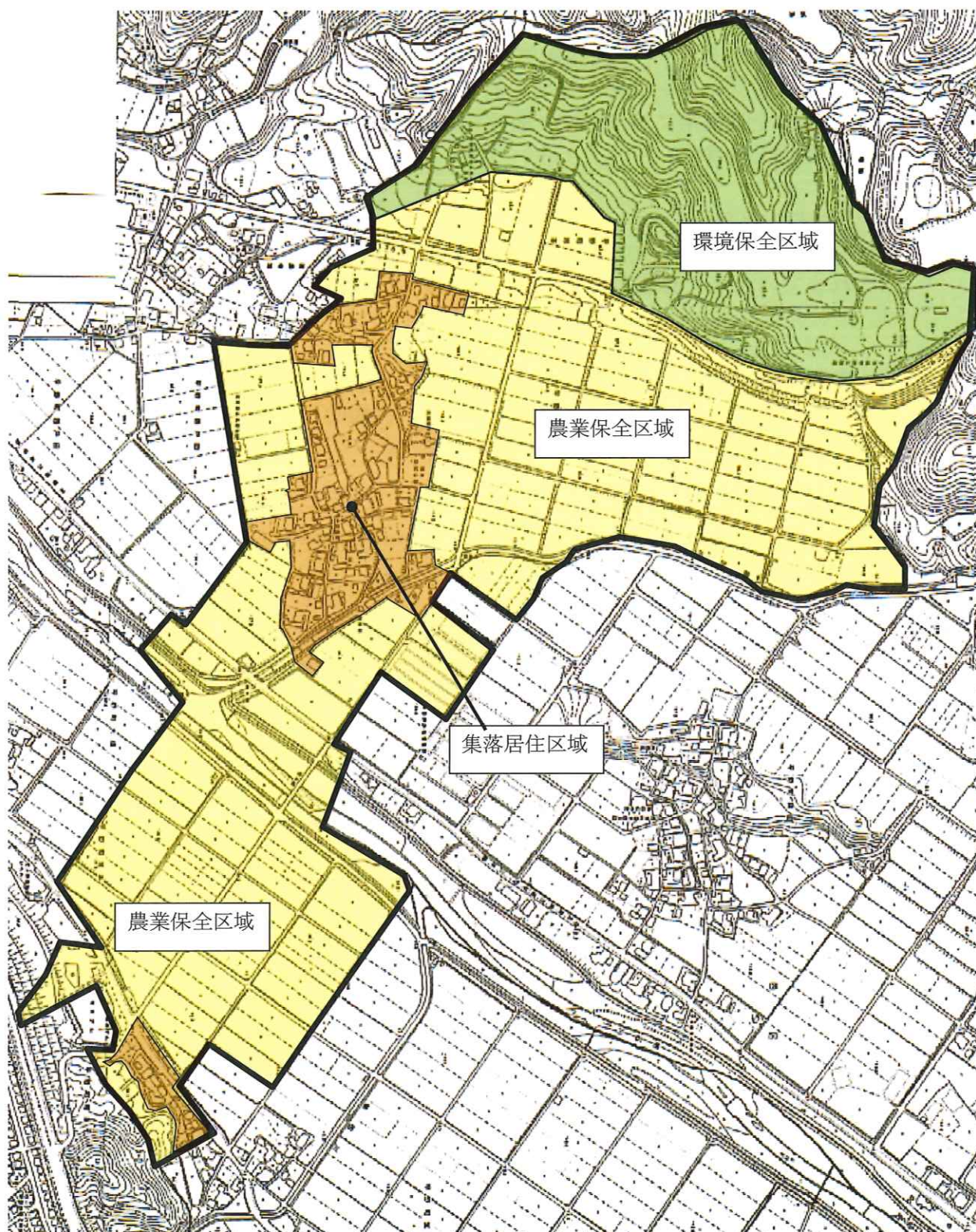
3-5-3 集落居住区域

現在、集落の核となっている公会堂と、周辺の既存住宅の区域を新たに集落居住区域に設定し、住宅環境の保全・向上に努めます。

各用途区域の面積と割合（単位 ha）

農業保全区域	54.0	66.5%
環境保全区域	19.3	23.7%
集落居住区域	8.0	9.8%
全体	81.2	

土地利用計画



参考資料

里づくり協議会活動実績

会議名等	年 月 日	地元参集範囲	内 容
平野町常本里づくり協議会	15, 6, 28	協議会委員	里づくり計画の策定
現地調査	15, 8, 13	協議会委員	地区内点検
常本地区文化財資料提供依頼	15, 9	関係委員	教育委員会
アンケート調査	16, 4, 17	地域内の組織	
女性組織座談会	16, 4, 26	女性住民	
農業関係座談会	16, 7, 13	農会推薦農業者	
里づくり協議会役員会	16, 9, 23	協議会委員	里づくり計画案の検討
土地基盤調査	16, 10, 14	協議会委員	里づくり計画案の補強
里づくり協議会	16, 11, 3	協議会委員	里づくり計画案の決定
里づくり協議会	16, 11、	全戸	里づくり計画の承認(回覧)

※ 公会堂建設に係る活動実績は別記

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out information]

常本里づくり協議会 役員名簿

平成16年11月現在

役 職	氏 名	摘 要
■ ■	■ ■	■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■
	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■
	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■
	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■

里づくり計画策定支援

アドバイザー	京都大学大学院農学研究科 助手 九鬼 康彰
兵庫県	神戸県民局地域振興部 神戸土地改良事務所
神戸市	産業振興局西農政事務所